

令和 4 年第 4 回（9 月）大潟村議会定例会
総務福祉教育常任委員会 会議記録
【 議会事務局・総務企画課・税務会計課・ 】

招集年月日	令和 4 年 9 月 9 日（金）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室」		
開 会 日 時	令和 4 年 9 月 9 日（金） 13：28～14：04		
出席委員 （6 名）	委員長 松本 正明	副委員長 黒瀬 友基	委 員 三村 敏子
	委 員 菅原 史夫	委 員 戸部 誉	委 員 石井 雅樹
欠 席 委 員 （0 名）			
出席職員 （ 8 名）	【特別職】 【議会事務局】 副村長 工藤 敏行 事務局長 近藤 綾子 【総務企画課】 課 長 薄井 伯征 主 査 進藤 智哉 主 査 遠藤 有子 主 査 庄司都志哉 主 事 中村 尚敬 【税務会計課】 主 任 土佐林 学		

付 託 事 件	議案第 57 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第 58 号 令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案
	議案第 59 号 令和 4 年度大潟村診療所特別会計補正予算案
	議案第 60 号 令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
	議案第 61 号 令和 4 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案

発言者	発 言 要 旨
松本委員長	（開会 13：28） ただいまより、総務福祉教育委員会を開会します。 ただいまの出席委員数は 6 名で定足数に達しておりますので、委員会は成立します。 本委員会の会議記録の作成については、当局にお願いいたします。 なお、会議録署名委員は、全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いします。 審査に入る前に、当委員会に付託のあった議案及び陳情等を確認します。

発言者	発 言 要 旨
	議案第 57 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」 議案第 58 号「令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案」の本委員会に関連する部分 議案第 59 号「令和 4 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」 議案第 60 号「令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」 議案第 61 号「令和 4 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」 の以上、5 件です。 それでは当委員会に付託された議案について、審査に入ります。 審査の順番ですが、はじめに 議会事務局、総務企画課、税務会計課の総務部門を行い、その後、当局が入れ替わって 福祉保健課、教育委員会の順に行いますので、よろしくお願いします。 でれでは、議案第 57 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。
松本委員長	休憩します。(13:31) 再開します。(13:33)
遠藤主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
石井委員	村では男性は十分に育休をとれる状態にあるのでしょうか。
遠藤主査	現在、会計年度任用職員を含め女性職員が 3 名取得しており、女性職員はもれなく育休を取得しております。 男性については、妻の出産予定日が判明した時点で、育休などの取得できる休暇、休業について個別に説明を行っております。
菅原（史）委員	産後パパ育休について、「非常勤職員の場合は育休開始時点で 57 日目から 6 ヶ月を経過する日に引き続き任用されている又は継続される可能性がある職員」とありますが、会計年度任用職員は条件が異なるということでしょうか。
遠藤主査	会計年度任用職員は産後パパ育休が取得可能な非常勤職員です。というのも、庁舎内や役場施設で働いている会計年度任用職員については、基本的に

発言者	発言要旨
	1年間という任用期間が定められておりますが、57日目以降6ヶ月を経過する日に引き続き任用されている、又は人事評価等によって任用期間が更新されるという可能性があるからでございます。
菅原（史）委員	会計年度任用職員が継続して働きたいと思っても、任用期間の更新には村の決定が必要だと思うのですが、どう判断するのですか。
遠藤主査	育休の話があった時点で継続雇用の意思を確認し、継続を希望するという旨が確認できれば、人事評価等を勘案し、育休の対象者とします。
菅原（史）委員	年度をまたぐ場合、村が雇用するかしないかの判断をするので、会計年度任用職員は取得しづらいと思うのではないのでしょうか。
工藤副村長	育休の申出があった時点で直属の上司と相談し、人事評価等も考慮しながら、通常であれば更新される職員なのかということ判断して更新の決定をします。
菅原（史）委員	「57日目から6ヶ月を経過する日までに引き続き任用されている又は継続される可能性がある職員」という文言は必要なのではないでしょうか。この文言を入れないと何か不都合が生じるのでしょうか。
遠藤主査	この条例改正は人事院及び秋田県により示された条例案により作成しており、入れるべき文言となっております。
石井委員	育休とは有給休暇と同じ扱いなのではないでしょうか。 例えば、夫婦で育休が重なっている時に、子供を両親に預けて外出しても問題ないのでしょうか。
遠藤主査	養育者の育休中の過ごし方を確認しているのかということでしょうか。
石井委員	有給休暇と同じで、休暇中に何をしても問題ないのかという質問です。
遠藤主査	実際にそこまで確認はしておりませんが、あくまで子の養育のために必要な休業であると認識しています。

発言者	発言要旨
石井委員	特別に制限しているわけではないということですね。
三村委員	資料の④の、「1歳以降又は1歳6ヶ月以降、育休をしたことがない」とはどういう意味でしょうか。
遠藤主査	1歳までは2回に分けて取得できますが、1歳から1歳6ヶ月までは1回、1歳6ヶ月から2歳までは1回しか取得できないという意味です。
三村委員	この改正により非常勤職員は育休を取りやすくなったという解釈でよろしいでしょうか。
遠藤主査	現在も会計年度任用職員が2名、子が1歳になるまでの育休を取得しており、次年度も引き続き雇用するという事になっております。これまでも取得しやすい環境でしたが、今回の改正により分割も可能となったことから、より取得しやすい環境になったと思います。
三村委員	産後パパ育休について、出生後57日までは28日間取得できて、分割もできるという解釈でよろしいでしょうか。
遠藤主査	お見込みのとおりです。
菅原（史）委員	産後パパ育休は57日後からの育休とは別に取得できるということですよ。それでは57日後からの育休は何日取得できるのですか。
遠藤主査	三村委員への回答について、追加で回答いたします。産後パパ育休では出生後57日までは、28日以内であれば2回取得できます。例えば25日と3日に分けるなどということです。 それ以外にも、57日以降1歳になるまでの間は、産後パパ育休とは別に育休が取得可能で、分割もできるということです。
菅原（史）委員	その育休は何日取得できますか。
遠藤主査	出生後57日から1歳になるまで継続して取得できますが、分割して取得することも可能です。

発言者	発言要旨
菅原（史）委員	それでは1年のうち育休を300日程度取得できるということですね。
遠藤主査	お見込みのとおりです。
松本委員長	他に意見ございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	ないようですので、討論を行います。 討論はございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	討論を終結し、採決を行います。採決は挙手により行います。 議案第57号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」 について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 よって議案第57号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に議案第58条「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」総務福祉教育部分 について、当局より説明を求めます。
進藤主査 庄司主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	次に、福祉部門の審査に移りますので、当局は交代して下さい。 なお、一般会計補正予算案の採決に入る前にまた呼びますので、課長と書記の方は戻って同席して下さい。

発言者	発言要旨
松本委員長	休憩します。(14 : 04)

令和 4 年第 4 回（9 月）大潟村議会定例会
総務福祉教育常任委員会 会議記録
【 福祉保健課 】

招集年月日	令和 4 年 9 月 9 日（金）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室」		
開 会 日 時	令和 4 年 9 月 9 日（金） 14:05 ～15:14		
出席委員 (6名)	委員長 松本 正明	副委員長 黒瀬 友基	委 員 三村 敏子
	委 員 菅原 史夫	委 員 戸部 誉	委 員 石井 雅樹
欠 席 委 員 (0名)			
出席職員 (6名)	【福祉保健課】 課 長 北嶋 学 主 査 米谷 朋浩 主 査 渡辺 祥達 主 任 小貫 智美 主 任 木阪 望 主 事 角田 伸代		

付 託 事 件	議案第 57 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第 58 号 令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案
	議案第 59 号 令和 4 年度大潟村診療所特別会計補正予算案
	議案第 60 号 令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
	議案第 61 号 令和 4 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案

発言者	発 言 要 旨
松本委員長	再開します。（14:05）
松本委員長	議案第 58 号「令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案」について、議題といたします。当局の説明をお願いいたします。
渡辺主査 小貫主任 角田主事	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	HPV ワクチン任意接種補助費についてですが、定期接種の時期を逃し、自

発言者	発言要旨
	費で接種した方が対象ということですが、自費接種をしました、という証明書を持っていないといけないということでしょうか。
渡辺主査	医療機関に支払った領収書をいただくことにしています。
三村委員	ない方は対象にならないということですか。
渡辺主査	なにかしらの証明が必要かと思いますが、医療機関に問い合わせをし、確認したいと思っています。
菅原（史）委員	うちの娘も3回目は自費で接種しました。 3回目は申請書を出して補助がくる、ということで申請したのですが、継続して事業をしているということでしょうか。申請書や領収書を持って行って、振込はまだ確認していないのですが。春のことです。
渡辺主査	振込はまだです。継続して行っている事業ではなく、今回の補正により予算を計上するものです。
松本委員長	暫時休憩します。(14:23) 再開します。(14:27)
渡辺主査	アンケートをとる際に領収書の提出も求めておりました。誤解を招くようなやり方となってしまいました。 予算をとる前にアンケートをとりましたので、もう少し慎重にやるべきでした。申し訳ありませんでした。
石井委員	確認ですが、領収書がない、無くしたときは医療機関から証明書を取り寄せる必要があるということでしょうか。
渡辺主査	その場合は、保健センターから医療機関に問い合わせることにしております。
石井委員	では、領収書がないときは、接種医療機関を保健センターで申告すれば、保健センターから問い合わせしてくれるということですね。

発言者	発言要旨
渡辺主査	そのとおりです。
黒瀬副委員長	エネルギー・食料品価格高騰対応緊急支援事業ですが、対象は 110 名ということで、県の事業で、ということでしたが、ひとり親に対しては完全に村独自ということよろしいですか。
小貫主任	対象は、非課税世帯、ひとり親世帯合わせて 110 世帯、となっております。県の事業の対象は非課税世帯のみですので、ひとり親世帯は村単独で助成することになります。
黒瀬副委員長	ひとり親世帯の数は、このうちどのくらいでしょうか。
小貫主任	ひとり親世帯は 17 世帯ですが、昨年度は、ひとり親世帯でも他の世帯と同居している場合は、対象から外しており、今回も今後要綱を作っていく段階で、対象は減る可能性もあります。
菅原（史）委員	県の補助があるということは、村でやらない、という選択肢もあるということですか。
小貫主任	そのとおりです。他の市町村では、すでに非課税世帯への助成を行い、実施しないというところもあります。 ただし、村で事業を実施しないと、非課税世帯への県からの補助もないことになります。
菅原（史）委員	ひとり親世帯への補助はいろいろあるのですが、やはり、ひとり親では非課税世帯と近いなどデータなどもあるのでしょうか。 村では、そういったことも把握したうえで、ひとり親世帯への助成も行うということですか。
小貫主任	ひとり親の単独世帯の場合では、児童扶養手当の申請をしている場合もありますし、やはり、同居している場合としていない場合でも経済的な負担が違うと思います。
三村委員	ひとり親世帯の場合、非課税であれば線引きも分かりやすいが、所得で分けた方が、本当に困っている非課税の人たちにもっと助成することがで

発言者	発言要旨
	きるのではないのでしょうか。
小貫主任	助成額の 1 万 5,000 円は、県で示している 1 世帯あたりの額ですので、ひとり親世帯への助成がなくなったからといって、これを増やせるというわけではありません。 補足ですが、昨年度も同様の事業を実施しており、非課税世帯に加えて、ひとり親世帯への助成を行ったという経緯もありますので、今回も同様の対象としております。
三村委員	区別するということの基準が分かりにくいので、他世代同居でも困窮している家庭もあると思うのですが。 基準がはっきりしないな、と感じます。みんなが納得できるような基準がないと。
北嶋課長	基本は、県で示しているとおりです。非課税世帯については、税務の方に照会してはっきりと対象を定めています。ひとり親世帯であっても所得が多い、とか、同居か別居かといったところもあるかもしれませんが、完全に単独世帯のひとり親と判断された方、ということです。
松本委員長	他にありませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので次に進みたいと思います。議案第 59 号「令和 4 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について当局の説明をお願いします。
北嶋課長	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
黒瀬副委員長	フルタイムでは難しいためということで、業務委託に変えるということですが、時間を柔軟に変える雇用形態が難しいということでしょうか。
北嶋課長	予算の出し方として、会計年度任用職員であれば、報酬という形で支出

発言者	発言要旨
黒瀬副委員長	しております。今回は、パート、時短勤務ということで、委託料での予算計上となります。 役場の雇用形態として、パート的な雇用が難しいため、業務委託ということですか。
北嶋課長	会計年度任用職員であれば報酬、パート的な方については委託、といった形の棲み分けになっています。
工藤副村長	通常ですと会計年度任用職員は、7 時間勤務になっています。本人からは、家庭などの事情でそれでは困る、ということで、診療所で必要な時間、この日は何時間、といった形で働けるようにしたいという希望により、委託契約に変えさせていただいた、ということです。
黒瀬副委員長	一般的に言うと、パート勤務で雇用契約になると思うのですが、村ではこういう形態がないということですか。 保険とかの話が出てくると思うのですが、委託だとそういったものがない、ということでしょうか。
工藤副村長	今の会計年度任用職員制度では、短時間の制度もあります。 ただし、その場合でも週何日、1 日何時間ということを決められます。今回の業務委託については、そういった制約がないものです。 業務委託になると、保険、税金は本人の責任のもとでやっていただくことになります。
戸部委員	この委託契約については、6 月補正に人件費であげていたのですが、これはこの後どうなるのですか。 また、委託契約の期間は何ヶ月になりますか。
北嶋課長	契約の期間は 7 月から 3 月までになっています。差額につきましては、12 月あるいは 3 月の補正で他の人件費と一緒に減額させていただきます。
戸部委員	結局どちらが得になるのでしょうか。
工藤副村長	委託業務ですと社会保険料の負担金は村で払わなくても良くなります。

発言者	発言要旨
菅原（史）委員	業務委託の場合は、国保の保険料を本人が支払うことになります。 委託になると、指示命令はこちらからできるのでしょうか。 また、責任の所在は、明確になっていますか。 もうひとつ、雇用の場合は、消費税はかかりませんが、委託契約の場合はかかると思います。こちらはどのようになっているか教えてください。
工藤副村長	責任の所在については、契約行為ですので、委託者受託者契約に基づき責任を負うことになります。次に、消費税については、担当から消費税込みであると確認しております。 責任の所在が業務によっては懸念される、ということはあるかもしれません。
三村委員	指定管理になっているので、職員は正和会の職員になると思うのですが、看護師はどうなりますか。
北嶋課長	医師以外は村の管轄になります。
黒瀬副委員長	委託となると、契約の中での指示になるので、各業務に関して個別の指揮ができるのか気になるのですが、それをクリアして問題なくやっているのであればいいのですが、その辺について教えてください。 雇用関係がないのにやらせていいのか、といったところが法的に大丈夫なのか、看護師にかかわらず、他の委託業務についても確認する必要はないのでしょうか。
工藤副村長	今回については時間給になっており、看護師業務を診療所で行うという内容ですので、大丈夫だと思うのですが、そのほかの業務については、精査しないとなんともいえません。
松本委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。

発言者	発言要旨
松本委員長	【なしの声】 それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 議案第 59 号「令和 4 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
松本委員長	【全員挙手】 全会一致であります。 よって、議案第 59 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松本委員長	暫時休憩します。(14:58) 再開します。(14:59)
松本委員長	次に議案第 60 号「令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、議題といたします。 当局の説明を求めます。
米谷主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
松本委員長	【なしの声】 ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。
松本委員長	【なしの声】 それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手によって行います。 議案第 60 号「令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

発言者	発言要旨
松本委員長	【全員挙手】 全会一致であります。 よって、議案第 60 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に、議案第 61 号「令和 4 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、議題といたします。 当局の説明を求めます。
木阪主任	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
菅原（史）委員	業務委託となっているが、村が契約するということでしょうか。それとも一括でどこかがやるということでしょうか。電算システムみたいな形になるのでしょうか。
木阪主任	県が選んだ事業者と契約しており、全市町村が同じシステムを利用しています。電算システムとはまた別のシステムで、負担金とは違うものです。 ニッセイ介護情報テクノロジーと各市町村が個別で契約して利用しています。
菅原（史）委員	システムの大もとがあって、各市町村が使っているものの大もとを直すということですね。 これを各市町村が業務委託するのか、それとも負担金として分割しているのか、どうなりますか。
木阪主任	契約は、それぞれの各市町村が契約しているため、改修にあたっては委託料としての計上になります。 システム自体は秋田県が利用しているために、全市町村が同じシステムを利用しており、契約は 1 対 1 となっています。
菅原（史）委員	同じものを全市町村が利用しているということで、その改修にあたっての金額は、人口の割合などで決まるのでしょうか。基準価格といったものがあるのか、教えてください。

発言者	発言要旨
木阪主任	こちらは、1 アカウントあたりの金額となっています。1 アカウントあたり 8 万 8,000 円ですので、村では 1 アカウントの利用のため、この金額となっています。
松本委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手によって行います。議案第 61 号「令和 4 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 61 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松本委員長	休憩します。(15:14)

令和 4 年第 4 回（9 月）大潟村議会定例会
総務福祉教育常任委員会 会議記録
【 教育委員会 】

招集年月日	令和 4 年 9 月 9 日（金）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室」		
開 会 日 時	令和 4 年 9 月 9 日（金） 15:17～15:27		
出席委員 （6 名）	委員長 松本 正明	副委員長 黒瀬 友基	委 員 三村 敏子
	委 員 菅原 史夫	委 員 戸部 誉	委 員 石井 雅樹
欠 席 委 員 （0 名）			
出席職員 （3 名）	【教育委員会】 教育長 北林 強 次 長 宮田 雅人 主 査 小林 豊		

付 託 事 件	議案第 57 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第 58 号 令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案
	議案第 59 号 令和 4 年度大潟村診療所特別会計補正予算案
	議案第 60 号 令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
	議案第 61 号 令和 4 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案

発言者	発 言 要 旨
松本委員長	再開します。（15:17）
松本委員長	議案第 58 号「令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案」の当委員会に付託されている教育委員会に関する部分について当局の説明を求めます。
小林主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑ございませんか。
三村委員	公民館は村ができた当初からの建物で大変古く修理をしながら使っていくことと思います。耐用年数というものもあると思いますがどの辺まで使用できるとお考えでしょうか。
北林教育長	公民館は 50 年を過ぎた建物となっており当時の農林省が建設した非常に丈夫な建物で、中身はともかく外壁は風雪や大雨、台風にびくともせず屋根

発言者	発言要旨
	の修理はしているものの現段階では老朽化で改築するという段階ではないと考えております。公共施設を計画的に改築するとすれば公民館は後ろの方になると思います。ただし、中身について高齢の方から各集会室が2階にあるためエレベータの設置要望がありますが、この建物に作るとなると相当な金額になると思われるため、改築の時に考えたいと思います。
松本委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので、議案第58号「令和4年度大湊村一般会計補正予算案」の質疑を終結します。当局は関係課の課長を呼んで下さい。
松本委員長	暫時休憩します。(15:23) 再開します。(15:26)
松本委員長	休憩前に引き続き、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	それでは採決いたします。 議案第58号「令和4年度大湊村一般会計補正予算案」について賛成の方の挙手を求めます。
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第58号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。
松本委員長	暫時休憩します。(15:27) 再開します(15:27)
松本委員長	以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審議はすべて終了いたしました。 これで総務福祉教育委員会を閉会いたします。 (閉会 15:27)